

## 岩倉市認可外保育所入所児童補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項の認定を受けた児童が認可外保育所に入所した場合において、当該児童の保護者の子育て及び就労の両立支援、児童の健全育成並びに児童福祉の向上を図ることを目的として交付する岩倉市認可外保育所入所児童補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定による市町村長の認可を受けていない家庭的保育事業等及び同法第35条第4項の規定による知事の認可を受けていない保育所であって、同法第59条の2第1項の規定に基づく届出をし、認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別添）を満たす旨の証明書の交付を受けている施設いう。
- (2) 要保育児童 子ども・子育て支援法第20条第3項の認定を受けた児童であって、満3歳に満たない児童をいう。  
この場合において、当該児童の年齢は、認可外保育所を利用した日の属する年度の初日の前日における満年齢とし、その年齢は、当該年度中に限り変更しないものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、認可外保育所を利用する要保育児童の保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 要保育児童が子ども・子育て支援法第30条の4第3号に規定する者に該当し、かつ、当該要保育児童の保護者が同法第30条の5第1項の認定を受けている場合
- (2) 要保育児童の保護者が次に掲げる事業所内保育所（児童

福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を実施する施設をいう。)を利用する場合

ア 要保育児童の保護者を雇用する事業主(以下「事業主」という。)が要保育児童を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主から委託を受けて要保育児童の保育を実施する施設

イ 事業主が属する事業主団体が要保育児童を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体から委託を受けて要保育児童の保育を実施する施設

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象者が認可外保育所に支払った1月当たりの利用料の額(保育料相当分に限る。)から、第6条第1項若しくは第4項又は第7条第2項に規定する算定基準額(以下この条において「算定基準額」という。)を控除した額とする。ただし、別表に定める補助基準額(月額)を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、月の途中に入所し、又は退所した児童に係る当該入所し、又は退所した月分の補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 月の途中に入所した場合 認可外保育所に支払った利用料の額から、算定基準額にその月の途中入所日から月末までの日数(以下「途中入所日数」という。)をその月の日数で除して得た割合を乗じた額を控除した額。ただし、別表に定める補助基準額(日額)に途中入所日数を乗じて得た額を上限とする。

(2) 月の途中に退所した場合 認可外保育所に支払った利用料の額から、算定基準額にその月の途中退所日までの日数(以下「途中退所日数」という。)をその月の日数で除して得た割合を乗じた額を控除した額。ただし、別表に定める補助基準額(日額)に途中退所日数を乗じて得た額を上限とする。

(利用の申込み)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、岩倉市認可外保育所入所児童補助金利用申込書(様式第1。以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 認可外保育所通所証明書(様式第2)

(2) 課税証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申込書に添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、その添付を省略させることができる。

(算定基準額の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申込書を受理した場合は、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、算定基準額を決定し、岩倉市認可外保育所入所児童補助金算定基準額通知書(様式第3。以下「通知書」という。)を申込者に交付するものとする。

2 前項の算定基準額は、4月から8月までにあつては前年度分の、9月から翌年3月までにあつては当該年度分の市町村民税所得割の額により、月単位で算定するものとする。

3 前項の算定の方法は、岩倉市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則(平成27年岩倉市規則第2号)第3条の規定の例による。

4 市長は、前2項の規定により9月から翌年3月までの算定基準額を算定した場合であつて、第1項の通知書に当該9月から翌年3月までの算定基準額を記載していないときは、当該9月から翌年3月までの算定基準額を記載した通知書を速やかに申込者に交付するものとする。

(変更の申請)

第7条 前条第1項又は第4項の規定による通知書の交付を受けた申込者は、申込みの内容に変更があるときは、あらかじめ岩倉市認可外保育所入所児童補助金利用変更申込書(様式第4。以下「変更申込書」という。)を市長に提出しなけ

ればならない。

2 市長は、前項の変更申込書を受理した場合は、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、変更後の算定基準額を決定し、岩倉市認可外保育所入所児童補助金算定基準額変更通知書（様式第5。以下「変更通知書」という。）を申込者に交付するものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の算定基準額について準用する。

（補助金の支給期間）

第8条 補助金は、2回に分けて支給するものとし、4月から8月までの分と、9月から翌年3月までの分を、それぞれ支給するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 第6条第1項又は第4項の規定による通知書又は第7条第2項の規定による変更通知書の交付を受けた者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める補助金の区分に応じ、当該各号に定める日までに、岩倉市認可外保育所入所児童補助金交付申請書兼請求書（様式第6。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 4月から8月までの分の補助金 当該年度の9月20日

(2) 9月から翌年3月までの分の補助金 当該年度の3月31日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 領収書その他の認可外保育所に支払った利用料の内訳が確認できる書類（保育料相当分とそれ以外の経費が確認できるもの）

(2) 通知書（第7条第2項の規定による変更通知書の交付を受けた者にとっては、当該変更通知書を含む。）の写し

(3) 預金通帳、キャッシュカードその他補助金の振込先が確認できる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第10条 市長は、前条第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、岩倉市認可外保育所入所児童補助金交付決定通知書(様式第7)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により交付の決定をした日から起算して30日以内に交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、当該申請者が既に受けた補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

年齢区分	補助基準額(月額)	補助基準額(日額)
0歳児	15,000円	500円
1歳児	10,000円	330円
2歳児	5,000円	160円